

【登校について】

1. 生徒は全員、登校前に自宅で検温をし、37.5度以上の発熱や風邪の症状があるときは、登校を控え(学校事務室へ届け出る)、自宅(寮生は寮医務室)で、下記の対応をとる。
①風邪やインフルエンザ等の心配があるときには、これまでと同様に、かかりつけ医等に相談する。
②新型コロナウイルスへの感染の心配に限っては、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。<連絡先: 089-909-3483(愛媛県内共通)>

「相談・受診の目安」として公表されている条件(厚生労働省のホームページより抜粋)

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

2. 上記の対応をとった場合、登校時に^{※1}学校所定の証明書を提出すれば、「学校保健安全法19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことがある。

※1学校所定の証明書…学校HPからダウンロードできる。

保護者が記入(寮生は舍監が記入)し、登校時に担任へ提出する。

【休暇明けの寮生の帰寮について】

【登校について】の対応に準ずる

1. 帰寮前に自宅で検温をし、37.5度以上の発熱や風邪の症状があるときは、帰寮できない。
2. 帰寮できない場合は、寮へその旨を連絡する。
3. 翌日からも同様の対応とし、医師の指示(電話相談も含む)で、帰寮し通常の共同生活ができると判断された場合に、帰寮することができる。
4. 帰寮時は、寮でも検温し、風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合には帰省とし、原則、保護者が迎えに来る。生徒は別室で待機する。

【新型コロナウイルス感染症に罹患した場合】

※罹患した場合には、必ず学校事務室へ連絡する。

学校所定の出席停止証明書もしくは医師の診断書^{※1}が必要 ※1診断名、出席停止期間の記載が必要

1. 治癒するまで^{※2}出席停止扱いとなる。※2学校保健安全法第19条「出席停止」による

2. 登校の際には必ず医師の出席停止証明書(学校所定)もしくは診断書を持参し、担任へ提出する。

※出席停止証明書は、学校HPからダウンロードできる。

【新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定された場合】

※濃厚接触者に特定された場合には、学校事務室へ連絡する。

学校所定の証明書が必要 ※保護者が記入

1. ※1出席停止扱いとなる。 ※1学校保健安全法第19条「出席停止」による
出席停止期間については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
2. 登校の際には必ず学校所定の証明書を持参し、担任へ提出する。
※学校所定の証明書は、学校HPからダウンロードできる。

【生徒または家族(生活を共にしている者)に海外渡航歴がある場合】

1. 帰国後、2週間を経過していない場合は、登校前に自宅で検温をし、37.5度以上の発熱や風邪の症状があるときは、登校を控え(学校事務室へ届け出る)、自宅(寮生は寮医務室)で、【登校について】と同様の対応をする。但し、下記の要件も確認したうえで、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。<連絡先: 089-909-3483(愛媛県内共通)>

<感染が疑われる患者の要件>(松山市保健所のホームページより抜粋)

- ①発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴がある方
- ②37.5度以上の発熱と呼吸器症状があり、発症前14日以内に「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」に渡航または滞在していた方
- ③37.5度以上の発熱と呼吸器症状があり、発症前14日以内に「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」に渡航または滞在していた方と濃厚接触歴がある方
- ④発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が集中治療が必要であり、特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要する方

【休校について】

1. 生徒、教職員(寮の職員も含む)で1名でも罹患者が出た場合、休校(全学年閉鎖)とする。
2. 休校の際は、全員帰宅とする。
寮生については帰省を原則とするが、保健所等からの指示があれば、その指示に従う。
3. 休校中は、各家庭で検温し、発熱や風邪の症状等がないかを確認の上、健康管理に努める。
休校中に罹患が判明した場合は、必ず学校へ連絡する。
4. 休校期間は都道府県等と十分相談し、詳細については学校HPに公表する。また、閉鎖中は外出を控える。

留意事項: 閉鎖という事態が発生した場合、年間行事予定に重大な支障を来さない範囲で長期休暇中等に授業補償(補習)を行う。

【予防対策】

1. 生徒及び教職員は手洗い、咳エチケット(くしゃみ、咳をする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)を徹底する。※手指消毒が必要であれば、各自で準備し自己管理する。
2. マスクは各自で準備し、学校行事の際は、全員着用とする。
3. 毎日の健康観察(検温)を徹底し、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
4. 休み時間には窓を開けて換気する。可能な範囲で、授業中でも窓を開けておく。

【その他(留意事項)】

1. 保健所及び関係機関からの要請があれば、上記事項にかかわらず、要請に従う。
2. 以上は、社会情勢によって変更することがあるが、その際は、HPに掲載する。
3. 教職員についても、生徒同様の対応とする。